

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第3回） 議事要旨

1. 日時：平成 17 年 7 月 15 日（月）10:00～12:30
2. 場所：砂防会館 別館シェーンバツハサポー 3F 六甲
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、福田昌史委員、渡邊法美委員、
浅沼健一委員、絹川治委員、三浦隆委員、鈴木仁一課長（宮崎正美委員代理）、
門松武委員、古川陽企画専門官（水津重三委員代理）、北橋建治委員、
西川和廣委員
4. 委員長挨拶
 - 今回と次回の2回にわたってガイドラインの審議をお願いしたい。
 - 多くの意見をいただくため、委員の方には事前に資料をお配りしている。
 - 「国民へのアカウントビリティを果たせるか」、「現場の担当者が使いやすいガイドラインとなっているか」という2つの視点からご意見をお聞きしたい。
5. 議事概要
 - 事務局より、資料3 - 1～3 - 3について説明。

〔ガイドライン全般について〕

- 「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」を正式名称とする。
- 領域 ・ は技術提案、領域 は施工品質の確保のための総合評価であり、その違いが明確にわかるようにする。また、自治体での利用を考え、領域 ・ と領域 の記載順を変更し、やさしい工事での総合評価方式から難しい工事での総合評価方式の流れのガイドラインとする。
- 総合評価方式の普及とそのフォローアップが重要である。
- 「審査」と「評価」が混在しており、整理する必要がある。

〔入札の評価に関する基準について〕

- 評価項目や配点は固定ではなく、各発注者が自由に取捨選択・追加できるようにコメントを入れる必要がある。
- 工事成績を選択項目としているが、工事成績は必須項目とし、実施していない自治体においては努力事項として記載する。
- 大見出しの「企業の技術力」と、「施工の確実性」の小見出しとしての「企業の技術力」と「企業の技術力」という項目が2つある。後者は「企業の施工技術実績」としてはどうか。また、「企業の信頼性・社会性」の定義を明確にしておく必要がある。

- 企業より技術者の評価のほうが重要であり、優良工事技術者表彰はもう少し配点が高くても良い。
- 近隣地域での施工実績の範囲として過去 10 年間と例示しているが、5 年間としてはどうか。

〔落札者の決定方法について〕

- 除算方式と加算方式の 2 つしかないが、順位方式を同列に整理して欲しい。
- ほんの少しの技術点の差が、順位方式では大きな差となって跳ね返ってしまうことが危惧される。順位付けで評価が可能な評価項目について整理する。
- 加算方式と除算方式の違いを明確にした方がよい。領域 については、施工を確実にするための総合評価であり、加算方式が望ましい場合が多いのではないか。この領域で価格のみの競争を実施した場合、施工の不具合が生じる可能性がある。加算方式は、その弊害を技術力で緩和する効果がある。領域 ・ については、価値 (Value) の向上を求める総合評価である。これは、まさに Value for Money の考え方そのものであり、多くの場合価値を価格で除する除算方式が適切である。価格低減を図るための手抜き工事などが存在しないことが、除算方式を適用する場合の大前提となる。
- 加算方式において、技術評価点の満点を 30 点に設定するということは、最低入札価格よりも 3 割高い価格を提示しても、落札者となる可能性があることを意味する。この場合、国民が納得する説明が必要である。そのためには、特に領域 の評価項目と評価方法は、絶対に確実な施工を保証するものでなければならない。
- 技術点のウェイトの根拠を教えてほしい。これまでの事例で、価格だけの場合と比べどの程度逆転が起こりうるのか。不良不適格業者が排除できるような事例を提示してもらえればありがたい。
- 同評価値が 2 人以上あった場合のくじ引きについては、枠内ではなく解説に記述する。
- 落札者の決定方法について、加算方式の図解を追加する。
- 「最も低い価格を入札したものが落札者となる場合が多い状況を踏まえると、技術評価点の割合を高めることが望ましい。」との記述は語弊があるので修正する。

〔評価内容の担保について〕

- 提案した内容を契約書に盛り込み、それを満足できない場合のペナルティは工事成績の減点で十分と考える。
- 提示した内容を前提として契約しているので、それを実施できない場合は契約違反となり、損害賠償の免責は困難である。
- 落札者が提示した性能等について、発注者が評価し、適切な部分を契約書に盛り込む旨がわかるように表現を修正する。

〔透明性の確保について〕

- 評価項目を事前にどこまで公表するかが問題である。談合防止を考えると評価項目を公表しないほうが望ましいのではないか。評価可能な項目を全て提示しておき、業者に提案を求めたうえで、実際の評価項目や配点は発注者内部で決定するということも考えられる。
- 発注者の説明責任や業者側の技術提案のモチベーションを考えると、評価項目を公表しないのは問題である。
- 総合評価の方法及び結果について事前・事後にどこまで公表するかについて、ガイドラインに記述する。

〔学識経験者の意見の反映について〕

- 地方自治法に基づく学識経験者の意見聴取について、今回の提案のようなやり方ができればありがたい。

〔事前審査について〕

- 不良不適格業者を排除する必要があること及び業者側の技術資料作成等の負担も考えると、事前に入札業者を絞り込む必要があるのではないか。
- 施工計画の審査とヒアリングにより、不良不適格業者の排除が可能である。施工計画の審査をパスしたものが価格競争をする方式が考えられる。
- 指名競争で実施している欠格要件の審査と同じ主旨であり、総合評価方式とは言えない。
- 総合評価方式の適用に係わらず、事前の資格審査を行う旨をガイドラインに追記する。
- 今回、議論している総合評価方式が入札・契約のどのプロセスに該当するものなのか、その位置づけをガイドラインに明記する。

〔今後の予定について〕

- 第4回委員会は8月1日に開催する。

以 上